

## 令和5年度中に市営墓地の承継（名義替え）手続を行った方へ（お詫び）

日頃より、本市の霊園行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

市営墓地の承継は、千葉市霊園管理規則（以下「規則」という）で手続きを定めており、申請書と、規則で定める書類を提出していただいた上で管理事務所が確認を行い、許可をしております。

この度、令和5年4月1日から令和6年3月28日の間に行われた墓地の承継の申請に関して、規則で定める書類の一部（※）を提出していただくことなく、許可を行っていた事務手続きの誤りがあったことが判明しました。

### ※書類の例

墓地使用者が亡くなり、配偶者又は子が承継しようとする場合

- ① 被承継者（墓地使用者）の配偶者及び2親等以内の血族（兄弟姉妹等）関係を証明する戸籍の全部事項証明書等
- ② ①の方の承諾書

これは、被承継者が婚姻をしており配偶者との間に子がいる場合は、配偶者又は子が承継者となることが多いことに鑑み、承継許可申請者の負担を考慮した運用をしていたものであり、このような事例に該当する方に追加の書類提出をお願いすることはありません。

ご不明な点がある方は管理事務所までご連絡ください。

このような事務の誤りが生じたことについて、心よりお詫び申し上げます。  
今後はこのようなことがないように、適正な業務の執行に努めてまいります。